

① 件 名					
建築物の省エネ法に係る認定申請手数料について					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
<p>【背景】 建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、平成28年4月1日から任意で建築物省エネ法の基準に適合することについての認定を受けて、容積率の特例やその旨を表示できる制度が施行されることとなった。</p> <p>【目的】 法律の施行に伴い、当該認定事務手数料の徴収を行うため、「石巻市手数料条例」の一部改正を必要とするもの。</p>					
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
<p>【根拠法令】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） 石巻市手数料条例（平成17年石巻市条例第65号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>					
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
・平成27年7月8日 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律制定（平成28年4月1日施行予定）					
⑤主な内容					
(1) 石巻市手数料条例の一部改正について 建築物の省エネ法の施行に伴い、当該認定事務手数料を徴収する。 ※算出方法：想定所要時間（国で示している所要時間）×1時間あたりの人件費（宮城県の標準単価）					
①手数料：【住宅：性能基準】					
住棟の申請面積又は戸数		新規申請の場合		変更申請の場合	
		適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
戸建	～200㎡以内	32,300円	4,400円	16,100円	2,200円
	200㎡を超えるもの	36,100円	4,400円	18,000円	2,200円
共同住宅	～5戸	65,200円	8,800円	32,600円	4,400円
	6戸～15戸	108,000円	19,000円	54,000円	9,500円
	16戸～45戸	185,000円	42,400円	92,500円	21,200円
	46戸～	266,000円	76,000円	133,000円	38,000円
②手数料：【住宅：仕様基準】※法第36条の認定表示のみ活用可					
住棟の申請面積又は戸数		新規申請の場合			
		適合証なし		適合証あり	
戸建	～200㎡以内	16,400円		4,400円	
	200㎡を超えるもの	17,700円		4,400円	
共同住宅	～5戸	31,000円		8,800円	
	6戸～15戸	53,800円		19,000円	
	16戸～45戸	97,500円		42,400円	
	46戸～	147,000円		76,000円	
③手数料：【非住宅：モデル建物法】					
住棟の申請面積 (㎡)		新規申請の場合		変更申請の場合	
		適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
～300以内		82,300円	8,800円	41,100円	4,400円
300を超え～2,000以内		138,000円	25,300円	69,000円	12,600円

2,000 を超え～5,000 以内	223,000 円	76,000 円	111,000 円	38,000 円
5,000 を超え～10,000 以内	291,000 円	120,000 円	145,000 円	60,000 円
10,000 を超え～25,000 以内	350,000 円	152,000 円	175,000 円	76,000 円
25,000 を超えるもの	411,000 円	190,000 円	205,000 円	95,000 円
④手数料：【標準入力法・主要室入力法】				
住棟の申請面積 (㎡)	新規申請の場合		変更申請の場合	
	適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
～300 以内	215,000 円	8,800 円	107,000 円	4,400 円
300 を超え～2,000 以内	348,000 円	25,300 円	174,000 円	12,600 円
2,000 を超え～5,000 以内	497,000 円	76,000 円	248,000 円	38,000 円
5,000 を超え～10,000 以内	612,000 円	120,000 円	306,000 円	60,000 円
10,000 を超え～25,000 以内	723,000 円	152,000 円	361,000 円	76,000 円
25,000 を超えるもの	825,000 円	190,000 円	412,000 円	95,000 円
※変更申請手数料は新規申請手数料の 2 分の 1 (端数処理は宮城県基準に準じる。)				
⑥実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)				
段階的・計画的な改修の認定・支援や省エネ性能を引き上げる先導的な取り組みへの支援及び既存建築物の省エネ性能の評価・表示手法の整備・改善を行うことにより、効果・効率的な省エネ改修の推進又は省エネ性能の優れた既存建築物が適正に評価、選好される市場環境が整備され、既存建築物の省エネ性能向上の促進が見込まれる。当初補正で歳入?)				
⑦他の自治体の政策との比較検討				
認定手数料については、宮城県及び県内特定行政庁 (仙台市・塩竈市・大崎市) とともに、本市と同額で設定する予定である。(ただし、共同住宅の手数料算出において、大崎市のみ面積での判定としている。)				
⑧今後の予定及び施行予定年月日				
平成 28 年 2 月 平成 28 年石巻市議会第 1 回定例会へ条例改正案提案 (石巻市手数料条例) 「石巻市エネルギー消費性能向上計画の認定及びエネルギー消費性能の認定要綱」の制定 (いずれも平成 28 年 4 月 1 日施行)				
⑨その他				